建設省告示第千三百八十号

改 正 案 ① 第一~ 四 略 第一~ 四 略 第五(今第百十五条の二の二第一項第一号口に掲げる技術的基準に適合 第五 今第百十五条の二の二第一項第一号口に掲げる技術的基準に適合 する軒裏の構造方法は、次のいずれかに定めるものとする。 する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する防火被覆を設 ── 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合 け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面 い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられてい に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に る等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる 防止することができる構造とすることとする。 **蕾告とすること。** <u>ア</u>~ り 。 を |~|| 器 二 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十ミリメートル以上及 び四十ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁(軒桁) を含む。)との間にできるすき間の部分に、次に定める面戸板その 他これらに類するものが設けられた構造とすること。(ロに掲げる 構造方法にあっては、たる木及び面戸板との取合いの部分その他こ れらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取 合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の 侵入を有効に防止することができるものに限る。) <u> マ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが</u> 四十ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタルを塗ったもの

ロ 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外	
側に厚さが二十ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタル(自立	
する構造であるものに限る。)を塗ったもの	